

特別養護老人ホーム さざんかの郷 【多床室】 利用料金表 1か月(30日)あたりの概算

要 介 護	介護保険 負担限度	①施設 サービス費 (月額)	②住居費 (月額)	③食費 (月額)	④施設利用料 300円(月額) (出納管理費 100円 日用品費 150円 教養娯楽費 50円)	(①+②+③+④) × 30日 1ヶ月(30日)あたりの総額 ※負担割合は介護保険負担割合証をご確認ください		
						1割負担	2割負担	3割負担
1	第1段階	589円	0円	300円	300円	35,670円		
	第2段階		370円	390円		49,470円		
	第3段階①		370円	650円		57,270円		
	第3段階②		370円	1,360円		78,570円		
	第4段階		855円	1,445円		95,670円	113,340円	131,010円
2	第1段階	659円	0円	300円	300円	37,770円		
	第2段階		370円	390円		51,570円		
	第3段階①		370円	650円		59,370円		
	第3段階②		370円	1,360円		80,670円		
	第4段階		855円	1,445円		97,770円	117,560円	137,310円
3	第1段階	732円	0円	300円	300円	39,960円		
	第2段階		370円	390円		53,760円		
	第3段階①		370円	650円		61,560円		
	第3段階②		370円	1,360円		82,860円		
	第4段階		855円	1,445円		99,960円	121,920円	143,880円
4	第1段階	801円	0円	300円	300円	42,030円		
	第2段階		370円	390円		55,830円		
	第3段階①		370円	650円		63,630円		
	第3段階②		370円	1,360円		84,930円		
	第4段階		855円	1,445円		102,030円	126,060円	150,090円
5	第1段階	870円	0円	300円	300円	44,100円		
	第2段階		370円	390円		57,900円		
	第3段階①		370円	650円		65,700円		
	第3段階②		370円	1,360円		87,000円		
	第4段階		855円	1,445円		104,100円	130,200円	156,300円

⑤ 各加算【月額】 ※介護保険負担割合が2割の方は概ね2倍、3割の方は概ね3倍となります。

◇ 施設体制加算

看護体制加算Ⅰ	7円	夜勤職員配置加算Ⅰ	23円
看護体制加算Ⅱ	14円	日常生活継続支援加算Ⅰ	37円
栄養マネジメント強化加算	12円	科学的介護推進体制加算Ⅱ(月額)	51円

◇ 個別加算(利用者の状況によります)

初期加算	31円	経口移行加算	29円
安全対策体制加算(1回)	21円	経口維持加算Ⅰ(月額)	411円
外泊時費用	253円	経口維持加算Ⅱ(月額)	103円
療養食加算(1回の食事 約6円)	19円	口腔衛生管理加算Ⅰ(月額)	93円
若年性認知症利用者受入加算	123円	看取り介護加算Ⅰ(死亡日以前45日~31)	74円
退所前訪問相談援助加算(1回)	473円	看取り介護加算Ⅱ(死亡日以前30日~4)	148円
退所後訪問相談援助加算(1回)	473円	看取り介護加算Ⅲ(死亡日前日及び前々)	699円
退所時相談援助加算(1回)	411円	看取り介護加算Ⅳ(死亡日)	1,315円
退所前連携加算(1回)	514円	再入所時栄養連携加算(1回)	205円

◇ 処遇改善加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ	月の総単位数×8.3%×10.27円の1割
特定介護職員処遇改善加算Ⅰ	月の総単位数×2.7%×10.27円の1割

特別養護老人ホーム さざんかの郷 【従来型個室】 利用料金表 1か月(30日)あたりの概算

要 介 護	介護保険 負担限度	①施設 サービス費 (日額)	②住居費 (日額)	③食費 (日額)	④施設利用料 300円(日額) (出納管理費 100円 日用品費 150円 教養娯楽費 50円)	(①+②+③+④) ×30日 1ヶ月(30日)あたりの総額 ※負担割合は介護保険負担割合証をご確認ください		
						1割負担	2割負担	3割負担
1	第1段階	589円	320円	300円	300円	45,270円		
	第2段階		420円	390円		50,970円		
	第3段階①		820円	650円		70,770円		
	第3段階②		820円	1,360円		92,070円		
	第4段階		1,171円	1,445円		105,150円	122,820円	140,490円
2	第1段階	659円	320円	300円	300円	47,370円		
	第2段階		420円	390円		53,070円		
	第3段階①		820円	650円		72,870円		
	第3段階②		820円	1,360円		94,170円		
	第4段階		1,171円	1,445円		107,250円	127,020円	146,790円
3	第1段階	732円	320円	300円	300円	49,560円		
	第2段階		420円	390円		55,260円		
	第3段階①		820円	650円		75,060円		
	第3段階②		820円	1,360円		96,360円		
	第4段階		1,171円	1,445円		109,440円	131,400円	153,360円
4	第1段階	801円	320円	300円	300円	51,630円		
	第2段階		420円	390円		57,330円		
	第3段階①		820円	650円		77,130円		
	第3段階②		820円	1,360円		98,430円		
	第4段階		1,171円	1,445円		111,510円	135,540円	159,570円
5	第1段階	870円	320円	300円	300円	53,700円		
	第2段階		420円	390円		59,400円		
	第3段階①		820円	650円		79,200円		
	第3段階②		820円	1,360円		100,500円		
	第4段階		1,171円	1,445円		113,580円	139,680円	165,780円

⑤ 各加算【日額】 ※介護保険負担割合が2割の方は概ね2倍、3割の方は概ね3倍となります。

◇ 施設体制加算

看護体制加算Ⅰ	7円	夜勤職員配置加算Ⅰ	23円
看護体制加算Ⅱ	14円	日常生活継続支援加算Ⅰ	37円
栄養マネジメント強化加算	12円	科学的介護推進体制加算Ⅱ(月額)	51円

◇ 個別加算(利用者の状況によります)

初期加算	31円	経口移行加算	29円
安全対策体制加算(1回)	21円	経口維持加算Ⅰ(月額)	411円
外泊時費用	253円	経口維持加算Ⅱ(月額)	103円
療養食加算(1回の食事 約6円)	19円	口腔衛生管理加算Ⅰ(月額)	93円
若年性認知症利用者受入加算	123円	看取り介護加算Ⅰ1(死亡日以前45日~31)	74円
退所前訪問相談援助加算(1回)	473円	看取り介護加算Ⅰ2(死亡日以前30日~4日)	148円
退所後訪問相談援助加算(1回)	473円	看取り介護加算Ⅰ3(死亡日前日及び前々日)	699円
退所時相談援助加算(1回)	411円	看取り介護加算Ⅰ4(死亡日)	1,315円
退所前連携加算(1回)	514円	再入所時栄養連携加算(1回)	205円

◇ 処遇改善加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ	月の総単位数×8.3%×10.27円の1割
特定介護職員処遇改善加算Ⅰ	月の総単位数×2.7%×10.27円の1割

### 特別養護老人ホームの施設サービスを利用した場合の費用の支払い

特別養護老人ホームに入居した場合はサービス費用の1割～3割の自己負担、住居費、食費、施設利用料が自己負担となります。

### 介護保険負担割合

サービス費は、1割～3割（一定以上所得者）の自己負担となります。  
負担割合の要件は下表のとおりとなります。

負担割合	本人の合計所得金額等
1割負担	160万円未満 または 住民税非課税の方。64歳以下の方。生活保護を受給されている方。 2割負担および3割負担の要件にあてはまらない方
2割負担	160万円以上 かつ 同世帯65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が1人の場合で280万円以上、2人以上の場合で合計346万円以上ある方
3割負担	220万円以上 かつ 同世帯65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が1人の場合で340万円以上、2人以上の場合で合計463万円以上あるかた。

注意「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

### 介護保険負担限度額認定

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と住居費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます（特定入居者介護サービス費）。

ただし、下記の全てを満たす方が食費と住居費の負担限度額を認定されます。

- ① 世帯全員が住民税非課税であること。
- ② 申請者本人と同一の世帯に属さない配偶者も住民税非課税であること。

（配偶者とは、事実上の婚姻関係にある者や本人と同一の世帯に属しない者も含まれます。）

利用者負担段階	
第1段階	生活保護受給者・本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者
第2段階	住民税非課税で本人の合計所得金額+年金収入額が80万円以下 預貯金要件：単身650万円以下、夫婦1,650万円以下
第3段階 ①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入等80万円～120万円以下 預貯金要件：単身550万円以下、夫婦1,550万円以下
第3段階 ②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入等120万円超 預貯金要件：単身500万円以下、夫婦1,500万円以下
第4段階	上記以外の方。住民税課税世帯の方。

年金収入額は、課税年金収入と非課税年金収入（遺族年金・障害年金）の合計額となります。

※この料金表は概算となります。介護保険の端数処理の関係で実際の料金と若干の誤差が生じることがあります。

※介護保険法の改正時には変更になる場合があります。